（大阪地方検察庁交通部長）同　長谷　透
大阪地方検察庁公安部長を命ずる
大阪地方検察庁交通部長を免ずる
（高松地方検察庁刑事部長）同　織田　武士
大阪地方検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　森脇　尚史
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁刑事部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（大阪高等検察庁検事）同　白髭　博文
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所名古屋支所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　中村　孝
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（水戸地方検察庁次席検事）同　佐野　仁志
札幌高等検察庁検事に配置換する
札幌高等検察庁刑事部長を命ずる
（京都地方検察庁検事）同　石垣　光雄
高松地方検察庁検事に配置換する
高松地方検察庁刑事部長を命ずる
（横浜地方検察庁検事正）同　大野　宗
（神戸地方検察庁検事正）同　吉田　広司
辞職を承認する（各通）
（法務省入国管理局総務課長）
法務事務官　佐々木聖子
法務省大臣官房会計課長に配置換する（以上一月九日）

皇室事項

平成二十七年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領の補足

平成二十六年一月十五日掲載の平成二十七年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領一　平成二十七年歌会始のお題中（注）の本文の次に、次を加える。

さらに、本を表す内容であれば、「本」の文字がない場合でも差し支えありません。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月23日

東北地方整備局長　小池　剛

1　河川の名称　阿武隈川水系阿武隈川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成26年1月23日
3　廃川敷地等の位置　福島県二本松市榎戸二丁目264番4号から福島県二本松市榎戸二丁目242番5号まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）1,500.62平方メートル

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十三日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　諏訪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十六年二月十三日　午後二時から
三　場所　諏訪商工会議所　大会議室（長野県諏訪市小和田南十四番七号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び諏訪瓦斯株式会社（長野県諏訪市小和田南十七番五号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「諏訪瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月三十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「諏訪瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月三十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十三日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　入間ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十六年二月十三日　午後二時から
三　場所　入間市産業文化センター　小研修室（埼玉県入間市向陽台一丁目一番地七）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び入間ガス株式会社（埼玉県入間市扇台一丁目五番二十五号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付す

訂正

意見陳述届出書
関東経済産業局長（ふりがな）殿
届出者　氏名　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

諏訪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。